

## スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程・実習プログラムの変遷と展開課題 —福岡県立大学における教育実践報告からの検討—

奥村賢一\*

**要旨** 本稿では、2009年度より福岡県立大学で開設した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程（以下、教育課程）」の実習プログラムについて、過去14年間の変遷を整理するとともに、今後のさらなる充実に向けた展開課題について検討することを目的とする。

福岡県立大学の教育課程では実習プログラムの拡充に伴い、専門科目である「学校ソーシャルワーク論」、「学校ソーシャルワーク演習」「学校ソーシャルワーク実習指導」の標準履修年次の変更や科目時間数の増加などを行ってきた。4期にわたる実習プログラムの変遷では、学校現場だけでなく他機関での実習も積極的に取り入れ、スクールソーシャルワーカーとしての実践力強化を目指してきた。

学校現場での実習を充実させるための今後の課題としては、①実習指導者および教育委員会・学校との定期協議の開催、②実習指導者の確保、③年間を通した実習プログラムの導入に向けた検討が必要であるとの結論に至った。

**キーワード** スクールソーシャルワーカー、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程、実習プログラム、教育実践

### I. はじめに

わが国におけるスクールソーシャルワーカー養成は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟<sup>1)</sup>（以下、連盟）が「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」を立ち上げた2009年度より始動した。2008年度から文部科学省が「スクールソーシャルワーカー活用

事業」を開始したことで、全国的にスクールソーシャルワーカーの需要が高まるなか、社会福祉士や精神保健福祉士の上乗せとなる認定資格として設置された。

2017年度、学校教育法施行細則が一部改正され、児童の福祉に関する支援に従事するスクールソーシャルワーカーの職務が規定された。文部科学省は「チームとしての学校（通称：チー

\*福岡県立大学人間社会学部・准教授

ム学校)」を掲げて、2019年度までにすべての中学校区に1名のスクールソーシャルワーカーを配置すべく、全国に1万人まで増員する方針を打ち出した。さらに、福岡市教育委員会は2019年度より全国初となる義務標準法上の教職員定数を活用して、7名を正規職員として採用するなど、スクールソーシャルワーカーの配置は全国的に拡大傾向にある。

一方で、スクールソーシャルワーカーの人材確保や専門性の向上は全国的に喫緊の課題であり、スクールソーシャルワーカーの多くは学校以外の専門分野でソーシャルワークに従事していた者である。スクールソーシャルワーカーに対する社会的要請が高まるなか、スクールソーシャルワーカーとして養成された専門職を輩出していくことは、教育委員会や学校現場はもとより、関係機関や今後スクールソーシャルワーカーを目指す人々からも大きな期待が寄せられており、養成校の果たすべき役割は極めて大きなものである。しかしながら、連盟に加盟する社会福祉士や精神保健福祉士を養成する258校の養成校のうち、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程（以下、教育課程）を開設しているのは、2023年3月時点で僅か64校（24.8%）である。その背景には、全国的にスクールソーシャルワーカーの配置は増加しても、その実態としては地域間格差があるため、教育課程の実施においては、実習指導者となる人材の確保に加え、学校現場でソーシャルワーク実習を行うことに対し、教育委員会や学校関係者の理解や協力を得ることの難しさが存在する（奥村2013）。

そこで本稿では、これまで福岡県内の教育委員会や学校、さらには関係機関の協力を得て、多くのスクールソーシャルワーカーを輩出して

きた福岡県立大学における14年間の取り組みについて振り返りを行い、今後の学校現場における実習プログラムの充実に向けた展開課題について検討していくことを目的とする。

## Ⅱ. スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程

### 1. 教育課程の目的および構成

「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」の目的は、「社会福祉士及び精神保健福祉士（以下、「社会福祉士等」という。）が、学校現場等において適切なソーシャルワークを実践することができるよう養成を行うとともに、文部科学省及び地方公共団体等が実施する「スクールソーシャルワーカー活用事業」等との連動制も視野に入れつつ、児童の福祉の増進を目的とし、あわせて社会福祉士等有資格者の積極的な活用と社会的認知を高めその職域拡大に寄与すること」にある。

「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程（以下、教育課程）」は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、連盟）に正会員として入会している社会福祉士または精神保健福祉士の養成校、当該養成校の設置者が設置する大学院、その他の教育課程を設置しようとする団体及び機関のうち、教育課程の事業認定を受けた養成校が開設することができる。

教育課程は、①厚生労働省令に定める社会福祉士指定科目（ただし、社会福祉士有資格者は免除）、②スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群（表1）、③教育関連科目群、④追加科目の4つの科目群で構成されている<sup>2)</sup>。

なお、教育課程を履修した者のうち、①教育

表1 スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群

科目名	時間数			必修・選択 の別	SSW実務経験 2年以上の者
	通学課程	通信課程			
		面接	印刷		
スクール（学校）ソーシャルワーク論	30h (30h)	—	90h	必修	
スクール（学校）ソーシャルワーク演習	15h (60h)	15h	—	必修	
スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導	15h (60h)	1.5h	20h	必修	履修免除
スクール（学校）ソーシャルワーク実習	80h (160h以上)	80h	—	必修	履修免除

※通学課程の時間数における（ ）内は、本学の時間数【2022年度現在】

課程の指定科目を履修して単位を取得した者、  
②社会福祉士または精神保健福祉士の登録を受けた者、両方の要件を満たした者が養成校を介して「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育課程修了者」の申請を行い、修了証の交付を受けた者を教育課程修了者としている。

## 2. 福岡県立大学における教育課程の履修者実績

福岡県立大学は、「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」が始動した2009年度に事業認可を受けて教育課程を開設しており、当初から社会福祉士の上乗せ資格として教育課程を位置付けている。したがって、大学2、3年次に社会福祉士養成課程においてソーシャルワーク実習を履修した学生のうち、さらなる資格取得を目指す者は、精神保健福祉士養成課程とスクールソーシャルワーカー養成課程のいずれかを選択することになっている。

本学では、2009年度から2022年度までの14年間で98名が教育課程を履修した（表2）。大学を卒業した後、スクールソーシャルワーカーとして就職をした修了生は30名であり、履修者全体の30.6%を占めている。なお、本学の教育課程の特徴として、スクールソーシャルワーカーとなった30名のうち、大学卒業後すぐにスクールソーシャルワーカーとして就職を行った者が全体の76.7%を占めている。

一方、スクールソーシャルワーカー以外の職に就いた修了生の主な職種（就職先）は、児童指導員（児童養護施設）、児童福祉司（児童相談所）、法務教官（少年院）、家庭児童相談員（福祉事務所）、生活支援員（放課後等デイサービス）など、大半が子ども家庭福祉分野で就職している。

近年では、教育課程があることを理由に本学への入学を志望する受験生も出てくるなど、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に伴い、

表2 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程履修者数

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
履修者数	9	9	6	9	10	6	3	6	4	9	5	10	6	6	98
SSW就職者数	3	2	1	2	2	2	2	2	3	3	1	0	2	5	30
SSW新卒就職者数	1	1	0	1	2	2	2	1	2	3	1	0	2	5	23

スクールソーシャルワーカーを目指して大学に入学してくる意欲の高い学生も増えている。さらに大学卒業後、すぐにスクールソーシャルワーカーとして就職することを志望する学生が多いことから、教育課程において如何にして実践力を身に付けていくかが重要な課題となっている。

### Ⅲ. 福岡県立大学における実習プログラムを中心とした教育課程の変遷

#### 1. 第1期(2009年度～2011年度)

4年前期より「学校ソーシャルワーク論」、「学校ソーシャルワーク演習」、「学校ソーシャルワーク実習指導」を開講している。なお、「学校ソーシャルワーク演習」と「学校ソーシャルワーク実習指導」は合わせて15回で実施をしていた。

「学校ソーシャルワーク実習」(表3)については、事業を開設した2009年度はA市のB小学校の協力を得て、9名の学生が同時に現場に入って実習を行った。A市のスクールソーシャルワーカーは派遣型<sup>4)</sup>の活動形態であるため、B小学校に派遣される際に実習生はケース会議などに同席をするなどの実習を行ったが、それ以外は教室に入って児童の支援などを中心に取り組んだ。ただし、小学校での実習だけでは80時間以上の実習時間を確保することが困難なため、福岡県立大学の附属研究所(当時)に設置されていた不登校・ひきこもりサポートセンター(以下、サポートセンター)<sup>5)</sup>での実習を行った。具体的には大学内に設置されているフリースクール(本学では「キャンパススクール」)に通う児童生徒に対する学習等の支援ならびに、「キャンパスキッズ」という個別支援

活動などに取り組んだ。なお、このサポートセンターの機能は、現在も福岡県立大学における教育課程の実習プログラムの充実に大きな役割を担っている。

2010年度からは、福岡市教育委員会の協力を得て市内複数の小中学校で7日間(56時間)の「学校ソーシャルワーク実習」を開始した。福岡市教育委員会のスクールソーシャルワーカーは週4日の勤務で中学校区に配属される「拠点巡回型」<sup>6)</sup>であり、週4日の勤務のうち、週1日から2日ぐらいの設定で約4週間の実習を行った。

#### 2. 第2期(2012年度～2015年度)

2012年度より「学校ソーシャルワーク演習」(表4)と「学校ソーシャルワーク実習指導」(表5)を分離して各15回(30時間)の授業時間を確保することにした。教育課程で規定されている各科目の教育内容と実習を照らし合わせた際、最低でも各々15回の授業回数を確保する必要があると判断した。その考えに至った理由の一つに、小学校での集団支援活動の取り組みを実習プログラムの一つとして導入することになったことが挙げられる。

2012年度からは福岡市教育委員会での実習が10日(80時間)に増えるとともに、サポートセンターが行う「県大子どもサポーター」の派遣事業を活用して、実習プログラムの充実に目指した。9月から福岡市教育委員会で行う実習の前までに、学校現場を中心にスクールソーシャルワーカーの活動を体験的に学ぶプログラムを導入した。具体的には、C市D小学校の6年生を対象に週1回(45分)の授業を教育課程の学生9名が担当を決めて提供した。授業内容は、人間関係プログラムと称して児童間の関係

表3 スクール（学校）ソーシャルワーク実習の教育内容

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<p>①日々子どもたちが過ごす学校現場等を知り、学校組織を体験的に学び、理解を深める。</p> <p>②スクール（学校）ソーシャルワーカーとして求められる資質、技能、倫理から、福祉が一次分野でない教育現場における課題を見つめられる力を養う。</p> <p>③教職員ほかとの連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p> <p>④子どもや家族、教職員から自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p>	<p>①学生は、次に掲げる事項について実習指導者（スクール（学校）ソーシャルワーカー）による指導、教育委員会や学校の指導を受けるものとする。</p> <p>②スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者（スクール（学校）ソーシャルワーカー、教育委員会や学校）との連絡調整を密に行い、学生の実習状況について把握するとともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p> <p>ア. 子どもたち、教職員、教育委員会、事例や学校に関する関係者との基本的コミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ. 子ども・家族の理解、学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解、そしてそのニーズ把握と支援計画の作成</p> <p>ウ. 子ども・家族、そして学校、教育委員会などの援助関係の形成</p> <p>エ. 子ども・家族への権利擁護、そして学校、教育委員会など含めての支援（インパワメント含む）とその評価</p> <p>オ. 校内におけるケース会議や学年会議でのケース検討における進め方の実際</p> <p>カ. 校内や関係機関含めた多職種によるチームアプローチの実際</p> <p>キ. 社会福祉士としての職業倫理、教員など学校関係者の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>ク. 学校運営、学校組織、教育委員会組織の実際</p> <p>ケ. 市町村の子ども相談体制について理解し、学校がどのようにつながっているのかを学ぶ。具体的なネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p>

表4 スクール（学校）ソーシャルワーク演習の教育内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項	○福祉の価値、ミッションとは	
①個別事例へのアセスメントのみでなく、ソーシャルワークカーとして、教育行政や学校の動き、地域を把握し、学校（地域機関）アセスメントができる力を付ける。	①ソーシャルワークの価値 ②子どもを取り巻く地域の状況、インフォーマルな機関を含めた地域機関、教育委員会、学校の状況を把握する。	○地域アセスメント、学校アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の教育関係者のなか、福祉の視点を教育と調和させながら示せる安定した福祉の価値観を実践的に獲得する。</li> <li>・市町村内の資源・サービスをインフォーマル含めて知る。</li> <li>・地域の状況を把握する。</li> <li>・教育委員会が学校のニーズを把握する。</li> <li>・学校の実態や状況、組織システムを把握する。</li> <li>・学校における支援人材や支援方法を知る。</li> <li>・これらを踏まえ、ソーシャルワークの展開において地域アセスメント、学校アセスメントの必要性とその手法を学ぶ。</li> </ul>
②スクール（学校）ソーシャルワーク実践、特にメゾ・マクロプラクティスについて実際に体験的に習得する。	③ミクロプラクティス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な問題解決能力を高める</li> <li>○アウトリーチ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な事例に対するアセスメント、プランニング、援助の実行のプロセスにおいて実際に展開できる力をつける。</li> <li>・さまざまなソーシャルワークスキルの活用を行う。</li> <li>・接近困難な事例や教員に働きかける視点と方法を学ぶ。</li> </ul>
③記録化する手法を持たない学校のなかで、記録化するだけでなく、校内で記録用紙を創造し、蓄積していく力をつける。	④メゾプラクティス ⑤マクロプラクティス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○チームアプローチ</li> <li>○マネージメント</li> <li>○ケース会議</li> <li>○教育行政との協働</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内あるいは関係機関やNPO含めてチームアプローチを進め、マネージメントスキルを獲得する。</li> <li>・具体的に校内ケース会議や連携ケース会議を進める手法の獲得。</li> <li>・教育行政との協働システムの策定について学ぶ。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村子ども家庭相談体制に位置付ける</li> <li>○福祉・教育協働の相談体制作り、地域に根ざした活動展開</li> <li>○開発機能の意義と実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の相談体制に位置づける力を養う。</li> <li>・福祉・教育協働の相談体制の策定について学ぶ。</li> <li>・学校外の資源を活用し地域に根ざした相談活動の展開方法を獲得する。</li> <li>・スクール（学校）ソーシャルワークが広く子どもたちの代弁ができる位置にあることを理解し、新たな仕組みを開発する視点を養う。</li> </ul>
	⑥記録、スーパービジョン、評価	○スクール（学校）ソーシャルワークを維持発展させる力をつける ○実証的にソーシャルワーク行為を示す力をつける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でのスーパービジョン体制を策定する意義を理解し、その体制づくりを実践的に学ぶ。</li> <li>・記録をつける、データの蓄積を行うなど説明できる力、効果測定を行う力をつける。</li> </ul>

表5 スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導の教育内容

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<p>①スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義について理解する。</p> <p>②学校現場等を知り、学校組織を体験的に学ぶ。</p> <p>③スクール（学校）ソーシャルワーク実習にかかる個別指導並びに集団指導を通して学校における相談援助活動やソーシャルワーク実践にかかる知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>④教育の場で生かせる社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>⑤具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を養う。</p> <p>⑥用意された現場ではなく社会福祉が展開されるべく新しい現場に入るという意味を十分理解し、開拓の視点を養う。</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <p>ア. スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義</p> <p>イ. 学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解</p> <p>ウ. 実習先で必要とされる相談援助（子ども、家族、教員対象）に係る知識と技術に関する理解</p> <p>エ. 実習先で必要とされるチームで対応する力やケース会議に係る知識と技術に関する理解</p> <p>オ. 実習先の市の子ども相談体制について理解</p> <p>カ. 現場体験学習（個別面接、ケース会議、連携会議など）、見学実習</p> <p>キ. 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務等の理解</p> <p>ク. 実習記録ノートへの記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>ケ. 実習生、実習担当専任教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成</p> <p>コ. 巡回指導</p> <p>サ. 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理、実習におけるスクール（学校）ソーシャルワーク実習としての不足分のレポート、実習総括レポートの作成</p> <p>シ. 実習の評価全体総括会</p>

性の改善ならびに、新たなコミュニケーションスキルの獲得に向けた取り組みとして、構成的グループエンカウンター、アサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニングなどを行った。わが国では、校内でのソーシャルワーク実践は未だ体系化されていないが、海外でのスクールソーシャルワーカーが児童生徒の対人コミュニケーションスキルの向上に向けた活動を行っていることを参考に実施した。

2013年度には、E市F小学校において放課後の学習支援活動を行った。放課後学習支援は単に児童に宿題をさせることを目的とするのではなく、放課後に家庭や地域に帰っても居場所のない児童の安息地を提供すべく、毎回のように学習以外のプログラムを用意して、児童に対するグループワークを行った。なお、この活動は2014年度以降も教育課程の学生が引継ぎ、2017年度まで取り組みを行った。

2014年度からは、E市の要保護児童対策地域協議会の実務者会議の構成員向けの研修会に参加して、地域の支援機関との交流を通して子どもや家庭を支援するネットワークの重要性を学ぶ機会を取り入れた。これにより他機関・他職種との連携を実際に体験することができた。

さらに、2015年度からはサポートセンターの「キャンパス・キッズ・プログラム」を活用して、不登校児童に対する個別支援を行った。支援を行うにあたり、ケースマネジメントの手法に則り、アセスメント・プランニング・モニタリングを実践して、月2回程度実施する不登校児童の支援を実習生同士が協力してチームアプローチを行った。この活動についても以後3年間、実習生が引継ぎを行いながら支援を展開した。

### 3. 第3期（2016年度～2017年度）

2016年度からは「学校ソーシャルワーク論」の開講年次を4年前期から3年後期に変更した。その理由としては、講義・演習・実習の学修過程を考えた際、まずは「学校ソーシャルワーク論」を受講して、スクールソーシャルワーカーに求められる基盤となる専門的知識を得たうえで、技術や価値・倫理を習得していく演習や実習指導に繋げていくことの方が実践力の向上には効率が良くと判断したからである。実際に講義科目を履修した後に演習および実習指導科目を履修するため、一定の基礎知識に基づいて授業に参加することができ、これまで以上に学生の主体性が出てきた。

2017年度からは放課後等デイサービス及び児童発達支援を行う事業所での実習を追加した。当該事業所では発達障害のある児童に対する支援において、応用行動分析やTEACCHプログラムを体験的に学ぶ宿泊型の実習を開始した。また、本学と同じく教育課程を開設する養成校（4年制大学）と協働して、実習生同士の交流の機会を提供した。具体的には、スクールソーシャルワーカーの職能団体が主催する研修会に参加した後、実習生同士で集まりテーマに即してディスカッション等を行った。

### 4. 第4期（2018年度～現在）

2018年度からは「学校ソーシャルワーク演習」と「学校ソーシャルワーク実習指導」の開講年次を「学校ソーシャルワーク論」と同じく3年後期に変更するとともに、これまでの15回（30時間）から30回（60時間）に授業時間数を倍増した。専任教員が担当する実習指導と非常勤講師が担当する演習の授業内容を関連付けて実施することができるようになり、対人援助技

術の習得に向けた取り組みを丁寧を実施することが可能となった。

2018年度は高等学校定時制課程に在籍する生徒に対する個別支援活動を行った。2020年度年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により、実習時期や内容などの見直しが求められたが、180時間程度の実習時間を確保することができた。

2020年度から2022年度にかけては新型コロナウイルス感染症の対応から、実習生に対しては本学が規定した「社会福祉学科における『新型コロナウイルス感染症』感染防止に向けた実習実施要項」に基づき、実習開始2週間前から日々の検温と行動記録を義務付けた。

福岡市での実習では、実習日の設定についても、これまでは養成校側から実習希望日を提示したものを学校内で検討してもらう仕組みであったが、2020年度からは9月から10月にかけての2か月のなかで、各中学校区で実習日の検討をしてもらうことで、実習指導者や学校側の負担を軽減したスケジュールを設定することができるようになった。

2021年度は実習先となる学校現場によってはPCR検査の受検を求める学校も出てきたため、2022年度は全員がPCR検査を受検して実習に臨んだ。新型コロナウイルス感染症は2023年度より季節性インフルエンザと同じ5類に移行となったが、学校現場で児童生徒と関わる機会の多い実習においては、今後も予防対策を徹底して感染防止に努めていかなければならない。

#### IV. 今後に向けた課題

本学の「学校ソーシャルワーク実習」では、

さまざまな実習先を開拓して幅広い取り組みを行ってきた。ここでは学校現場での実習プログラムのさらなる充実に向けた今後の課題について検討を行う。

##### 1) 実習指導者および教育委員会・学校との定期協議の開催

本学の教育課程がこれまで充実した実習を行うことができたのは、実習指導者および福岡市教育委員会関係者との協議を定期的に開催してきたことが大きな要因となっている。2020年度からは、実習開始前に実習指導者と事前打ち合わせの機会を作るとともに、実習終了後には実習全体の振り返りをして、翌年度以降の実習に向けた反省等を行っている。実習開始前には実習生が配属されるすべての小中学校への挨拶回りを担当教員が行っており、その場には校長や教頭などの管理職に加え、実習指導者であるスクールソーシャルワーカー、教育委員会から担当者である主任指導主事が同席のもと、教育課程の説明および実習内容等に関する詳細を丁寧に確認することで、その後の円滑な実習に繋がっている。教育委員会に対しては年度当初に実習受け入れの依頼にはじまり、実習前の実習指導者を含めた事前協議の場に主任指導主事も同席をしてもらっている。実習の実施に際しては大学だけでなく、教育委員会からも各小中学校に対して実習協力に関する依頼も行っている。

このように養成校・実習指導者・教育委員会および学校の緊密な連携があつてこそ、実習が円滑に行われるものであり、これらを継続してきた14年であったと言っても過言ではない。しかしながら、毎年度のように人の入れ替わりがある教育委員会および学校現場において、これ

らを定期協議として継続実施していくことは容易ではない。だからこそ、日常から意見や情報交換の場を養成校側から働きかけ、今後も風通しの良い関係作りに努める必要がある。

## 2) 実習指導者の確保

教育課程で定められている実習指導者の要件は、①学校において現にスクールソーシャルワーカーとしてソーシャルワーク業務を行う者、もしくは②その他施設・機関等において実習指導及び実習に定める教育内容の指導を行うことができる者としており、わが国のソーシャルワーク専門職の国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士の有資格要件はなく、実務経験などの実績なども不問としている。また、②であればスクールソーシャルワーカーでなくとも実習指導者を務めることができるため、ソーシャルワーク専門職ではない教員などが実習指導者を務めることも可能である。

一方、2021年度から社会福祉士養成課程が新カリキュラムに移行したことに伴い、学校現場は新たに「ソーシャルワーク実習」の実習指定施設に位置付けられた。教育課程で行った実習時間を社会福祉士の「ソーシャルワーク実習」の時間に読み替えることが可能となっている。社会福祉士養成課程の実習指導者は、実習指導者講習会の受講などの要件があり、社会福祉士の有資格者であることが条件となる。本来、社会福祉士の上乗せ科目という位置づけにも関わらず、教育課程の実習指導者が「ソーシャルワーク実習」の指導者要件を満たしていないといことに疑問を感じ、本学では独自の実習指導者要件を定め、社会福祉士実習指導者講習会を受講済みであることや、スクールソーシャルワーカーとしての実務経験などの項目を

定めた。これにより実習指導の質は一定担保されたが、スクールソーシャルワーカーのなかに実習指導者講習会を受講している者が限定されるため、特定個人に実習指導の負担が偏る問題が生じてきた。実習指導者の負担を考慮すれば、担当することのできる人材を増やしていくことが重要であるが、その一方で条件を緩和して実習指導の質を落としては意味がないため、これらについては実習指導者や教育委員会とも協議を重ねて改善策を講じていく必要がある。

## 3) 年間を通した実習プログラム導入の検討

本学では毎年9月に実施する福岡市教育委員会での実習を中心に据えているが、ここでの実習は11日(約88時間)となっている。規定の80時間以上を超えた実習時間を確保しているが、夏休み明けの約一か月の実習だけでは、学校現場の春夏秋冬を把握することが困難である。併せて、夏休み明けには児童生徒に関する種々の課題が顕在化する時期でもあるため、様々なことを体験できるという意味ではこの時期に実習を行うことのメリットがある一方で、実習指導者や学校関係者にかかる負担は大きなものになることが推察できる。アメリカやカナダなど、大学院修士課程でスクールソーシャルワーカーのインターンを実施している国々では、年間を通じて一定の実習時間を確保している。すぐに海外の実習時間や実習内容に合わせるとことまではいけないにせよ、年間を通じて実習を行うことは、学校現場における一年間の流れを把握することができるだけでなく、実習生も学校教職員の一員として実習可能な範囲も広がるのが想定される。その場合、実習生や実習指導者、さらには学校現場の負担等も考慮して、集中的な実習ではなく、週1日など固定化した実習を

設定していくことが望ましい。

## V. おわりに

「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程」を開設して、本学でのスクールソーシャルワーカー養成は15年目を迎えた。全国的には実習先や実習指導者の確保などに困難を抱える養成校が多いなか、本学では実習指導者をはじめ、教育委員会や学校などの教育機関、さらには関係機関の多大なる協力により、現在の実習プログラムを作り上げることができた。ただし、福岡市教育委員会での実習は、受け入れ開始当初より32時間増えて88時間に増えてはいるものの、日数に換算すると10日程度のままとなっている。今後は学校現場での実習日数を延ばすとともに、より実践力の向上につながる実習プログラムを構築していくために実習指導者および教育委員会・学校との緊密な連携が重要な課題と考える。

子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化するなか、その教育課題も一段と深刻さを増している。子どもの教育保障を果たすため、学校現場でソーシャルワークを実践することができるスクールソーシャルワーカーを養成すべく、今後も実習プログラムのさらなる充実を目指していかなければならない。

## 注

1) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟は、2017年4月1日に日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会、日本社会福祉教育学校連盟の三団体が合併して誕生した団体であり、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉教育を行う

学校（養成校）で組織されている。2009年に「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」が開始された当時は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の前身である一般社団法人日本社会福祉士養成校協会が事務局を務めた。

- 2) 「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程」は、社会福祉士養成校の認定課程のほかに、精神保健福祉士養成校ならびに大学院の認定課程が存在する。また、社会福祉士または精神保健福祉士有資格者、スクール（学校）ソーシャルワーカーとして2年以上の実務経験がある者及び教育職員免許法第4条第2項に定める免許状を有する者は一部科目が免除される。
- 3) 2023年3月現在、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程事業の認可を受けている養成校64校の内訳は、4年制大学58校、大学院2校、専門学校4校となっている。
- 4) 派遣型とは、普段の勤務先は教育委員会や教育支援センターなど、学校以外の教育機関に机があり、担当する学校から依頼が入って出向くスクールソーシャルワーカーの活動形態である。
- 5) 不登校・ひきこもりサポートセンターは福岡県の委託を受けて、2007年に福岡県立大学の附属研究所の専門機関として開設された。主な活動としては、①キャンパススクール、②キャンパスキッズ、③訪問支援、④県大子どもサポーター派遣、⑤家族交流会などがある。
- 6) 拠点巡回型とは、主に中学校区を一つのエリアとして担当するものであり、そのなかの一つの学校を拠点校、その他の小中学校を巡回校として位置付ける。福岡市教育委員会では、中学校区内の一つの小中学校を拠点校、その他の小中学校を巡回校に定めている。

## 文献

- 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟  
(2021)「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」
- 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟  
(2023)「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業 認定課程設置校一覧」([http://jaswe.jp/ssw/20220415\\_sswlist.pdf](http://jaswe.jp/ssw/20220415_sswlist.pdf), 2023.05.20)
- 門田光司 (2010)『学校ソーシャルワーク実践－国際動向とわが国での展開－』ミネルヴァ書房.
- 奥村賢一 (2013)「スクール（学校）ソーシャルワーク実習の実施状況に関する全国実態調査」『学校ソーシャルワーク研究』8, 56-67.
- 鈴木庸裕 (2013)「スクールソーシャルワーカーの業務とスーパービジョントロント市におけるメンタルヘルス課題への取り組みから」